



日本社会における「単一民族神話」の構造と転換

浅野, 慎一

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 1(1):1-16

(Issue Date)

1993

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000146>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000146>



日本社会における「単一民族神話」の構造と転換

浅野 慎一*

Structure and Change of “Mono ethnicity myth” in Japan

Shinichi ASANO

序 本稿の課題

従来、日本の実証的社会学研究の多くは、日本社会をひとまず「単一民族社会」と措定して、即ち民族的構成の特質を特に意識せず、日本社会の実態を把握してきた。またそれがある程度まで可能であった点に実は従来の日本社会の特殊性があったと思われるが、その特殊性が社会学者の間で必ずしも明確に自覚・認識されてきたとは言いがたい。他方、日本の社会学研究には、アイヌ・在日朝鮮人など少数民族に関する実証研究も少なからず存在し、それらは日本社会の特質をいわば裏側から照射し、重要な知見を切り開いてきた。しかしそれらの多くは、少数民族の労働-生活-意識の実態とそこの諸矛盾、及び、それと直接関係する限りでの日本社会の構造（排他性・差別性）の指摘・告発にとどまり、日本資本主義社会のトータルな把握との接合面を十分に確保しえてこなかったように思われる。

そこで本稿では、日本社会の構造とその現代的転換を、特に民族的視点から総体的に把握することを目的とする¹⁾。もとより本稿は、この大きなテーマに全面的に応え得るものではなく、あくまで概括的なスケッチにとどまらざるを得ない。しかし、従来、こうした視点からの日本社会把握が殆ど皆無に近かったことをふまえ、今後の実証研究に向けた試論的な見取り図としてあえて考察・提示したい。

第1章 「単一民族神話」の幻想と現実

日本社会にはしばしば「単一民族神話」があるといわれる。それが「神話」といわれることには2重の意味がある。

第1は、日本社会の「単一民族性」が幻想にすぎないという意味である。日本国籍者に限定しても、アイヌ系は約3万人²⁾、朝鮮系・中国系を初めとする戦後の国籍取得（「帰化」）者とその子孫は数十万人に及ぶ。事実上永住に近い在留資格をもつ外国籍者も、在日朝鮮人・中国人を中心に約70万人に達し、90日以上日本に滞在する外国人登録者は120万人を超える。いわゆる不法残留の外国人も約28万人に及び、彼らの多くは日本経済を最底辺で支えている³⁾。これらのどこまでを日本社会の構成員とみなすかについては様々な議論がありうるが、少なくとも日本社会が「単一民族社会」でな

*神戸大学発達科学部社会環境論講座

いこと、「単一民族性」が「神話」にすぎないことは明らかである。

第2に、それにもかかわらず日本社会には「単一民族性」を前提とする制度や慣習が厳然として存在している。「単一民族神話」は、単なる幻想ではなく、「神話」として機能しているのである。

それは、国籍取得や移民受け入れの制度に最も端的に現れる。各国の国籍取得・移民受け入れ制度は、大きく2つの類型に分けられる⁴⁾。

ひとつは、北米・南米・オーストラリア等、新大陸諸国に典型的な「移民国家」的類型である。ここでは、移民を「将来の国民」として一定の基準で受け入れ、従って多民族共生社会が自明の前提または目指すべき目標とされている。国籍取得は出生地主義であることが多く、国民的アイデンティティーは領域的共同性や政治的理念の共有に基づくことが多い。ここでは「国民」(nation)と「民族」(race・ethnicity)の違いは明白である。

もうひとつは、日本やドイツに典型的な「非移民国家」的類型である⁵⁾。ここでは、原則的に「移民」以外の外国人だけを受け入れる。もちろん合法的な長期在留の結果、永住が許可されることはあるが、初めから移民として受け入れることは稀である。これらの国は、血統主義原理に基づく「単一民族」社会を構成しており、国籍は血統主義、国民的アイデンティティーも民族文化や血統の共有に基づくことが多い。そこで「国民」(nation)と「民族」(nation)の区別が曖昧で、しばしば混同される。

日本は、明らかに後者の類型に属し、「単一民族神話」が実際に機能している。

また日本は、ドイツに比べても、一層、「単一民族神話」が顕著である。即ち、戦後の西ドイツは政治難民の受け入れには極めて積極的であった⁶⁾。また何より戦後西ドイツの高度経済成長は、トルコ人を初めとする外国人出稼労働者の導入によって支えられていた⁶⁾。西ドイツの外国人労働者導入政策は、定住型の移民ではなく、あくまで一時的な出稼に限定されていた。しかし実際には多くの外国人労働者が居残り、家族を呼び寄せ、現在では400万人を超える外国人がドイツ国内に定住・移民化している。周知の如く、ドイツの外国人労働者は極めて劣悪な労働条件の下におかれ、不況下では失業の増加に伴いドイツ人とトルコ人の民族対立が激化している⁷⁾。

1970年代後半、西ドイツは一転して外国人労働者の新たな移入を抑制し、国内の外国人労働者の帰国を促す政策に転じた。しかし、国際的な経済格差があり、しかも既に多くの外国人が国内に定住・移民化し、ドイツ語しか話せない外国人の子供達も育ちつつある現状の中で、それらの政策は十分な効果を上げなかった。そこでドイツ政府は、1990年、新外国人法を制定し、外国人労働者の新規流入阻止と帰国促進を「必要的前提」とした上で、「一回限り」かつ「最終的」措置として、長期に滞在する外国人とその家族の法的地位強化・社会的統合の条件作りを進める方針を打ち出した。例外的措置とはいえ、自ら受け入れた外国人出稼労働者とその家族を移民として受け入れることを、国民国家として体験しつつあるわけである。しかも現実には既存のドイツ社会を前提としたトルコ人の「同化的統合」が可能か否かは未知数であり、今後、ドイツが「非移民国家」から事実上の「移民国家」に変わる可能性も皆無とはいえない⁸⁾。

これに対し、日本は、政治難民の受け入れにもほぼ一貫して消極的であった。また戦後日本は高度経済成長期にも外国人出稼労働者を基本的に導入せず、国内の農村人口を流動化させることで低賃金労働力を調達してきた。いわばドイツ以上に「単一民族神話」を強く維持したのである。1980年の国際人権規約に関連して日本政府は「日本には少数民族はいない」と報告した。その後、中曽根首相の「日本は単一民族国家」発言に対する批判を契機に、87年の第2回報告ではアイヌが少数民族として認められた。しかし依然として朝鮮系日本人は少数民族とは認められず、いわば日本に「帰化」した以上は「日本民族」であることが当然視されたままである⁹⁾。

第2章 「単一民族神話」と少数民族への圧力

さて、日本社会の「単一民族神話」は、日本に在住する少数民族の生活や文化に様々な圧力として機能せざるを得ない。

第1に、「単一民族神話」により異質者が排除され、少数民族は就職・結婚・進学・入居等、日常生活の多様な側面で差別を受けている。北海道庁調査によれば、アイヌの72%が被差別体験をもち、85.5%が民族差別が存在すると感じている。差別により、経済生活水準も極めて低くなっている¹⁰⁾。また1899年に「アイヌは無知蒙昧な人種」で保護が必要との趣旨で制定された「旧土人保護法」は、現在まで引き継がれている。在日朝鮮人・中国人に対する就職・結婚・入居等の差別がしばしば発生していることもいうまでもない。

第2に、「単一民族神話」は、少数民族の固有の文化の維持・発展を阻害する。戦前から、アイヌ・朝鮮人・台湾人には「皇民化教育」や日本的氏名の強制（民族的氏名の剥奪）等、日本民族への「同化」政策が実施された。戦後も、その一部は続いている。

まず、民族文化教育の軽視である。在日朝鮮人・中国人は、戦後、多くの民族学校を設立した。しかし1948年、文部省はその閉鎖・改組を命令し、また1965年には「朝鮮人学校は、学校教育法第1条に規定する学校とは認可しない。また朝鮮人としての民族性・国民性の涵養を目的とする朝鮮人学校は、日本社会にとって各種学校の地位を与える積極的意義を有するとは認められないので各種学校として認可しない」との趣旨を通達した。現在、民族学校は各種学校に認可されているが、それは認可権をもつ知事が文部省の通達に反して独自に認可したものである。また国立大学は今日も民族学校卒業者に入学資格を認めていない¹¹⁾。なおアイヌ語やアイヌの伝統文化に関する公的補助も極めて少ない。

国籍取得（「帰化」）にあたり、日本的氏名に変えさせることも、1985年まで続いた。これは、日本国籍の取得が「朝鮮系・中国系日本人」ではなく、「身も心も」日本民族になることを意味し、それだけに「帰化」は、「自分を捨てること」「民族を裏切ること」との意識を生み出した。1985年によりやく外国的氏名が認められ、それ以前の国籍取得者の中でも「民族名」を取り戻すために「氏の変更」を申請する者が現れ、部分的には実現している。ただしこれは、単に法的問題だけでなく、例えば学校が「変わった名前だといじめられるから」と日本的氏名への変更を親に求めた事例もあり、すぐれて社会的な問題でもある¹²⁾。

第3章 在日外国人の国籍と市民権

さて、少数民族の中でも日本国籍を持たない定住外国人には、さらに別の問題もかぶさってくる。在日外国人の大部分を占める在日朝鮮人・中国人の国籍問題について、その歴史的背景も含めて簡単に確認しておこう¹³⁾。

在日朝鮮人・中国人問題の発端は、いうまでもなく戦前日本のアジア侵略、台湾・朝鮮の植民地化にある。朝鮮人・台湾人は「帝国臣民」として強制的に日本国籍を付与された。1930年代、日本の中国侵略の本格化に伴い、多数の朝鮮人・中国人が日本に強制連行され、炭鉱・軍需産業等で強制労働をさせられた。1945年当時、在日朝鮮人は約230万人に達した。日本の敗戦＝旧植民地の解放後、在日朝鮮人の約4分の3は帰国したが、様々な理由で約65万人が日本に残った。彼らの国籍問題は未処理——日本国籍のまま——であった。

ところが1947年、最後の勅令（外国人登録令）で、在日朝鮮人・中国人は、個々人の意志にかかわらず、「当分の間、外国人とみなす」とされた。また1952年、日本が主権を回復すると同時に、

旧植民地出身者及びその子供は正式に日本国籍を剥奪され、「外国人」と宣告された。こうした日本政府の決定は国際的には極めて異例で、例えばイギリスやフランスでは植民地の独立に伴って限定的な二重国籍を与え、また西ドイツの戦後処理では国内に住むオーストリア人に国籍選択権を認めた。日本政府は、在日朝鮮人・中国人が日本国籍を回復したければ「帰化」すればよいとしたが、「帰化」とはそもそも審査・決定権が日本政府の側にあり、個人の国籍選択権とは全く逆である。その上、「帰化」にはプランバシーに関わる詳細な調査や審査の関門がある。いずれにせよこうしてかつて「日本国民」たることを強制された旧植民地出身者は、再び一方的に国籍を剥奪され、一般の外国人と同様に装われた。国籍問題において侵略戦争の歴史が抹消されたといつてよい¹⁴⁾。

ところで、日本政府がこうした政策をとった理由は必ずしも明らかではない。ただし、当時の国会審議の経過を見ると、右派社会党議員の質問と吉田首相の答弁が双方とも「日本に少数民族問題を残したくない」「外国籍者はいずれ帰還させたい」との認識で一致している。また首相の答弁には、主に治安対策の観点から、国籍選択ではなく、「帰化」方式を模索していることが伺える。さらに1949年の吉田首相のマッカーサー宛書簡には、①在日朝鮮人の存在が日本の食糧不足を深刻化させ、②在日朝鮮人は日本経済の発展に貢献せず、③在日朝鮮人に犯罪分子・共産主義分子が多いとの理由で、「原則としてすべての朝鮮人を本国に送還」し、「日本の経済復興に貢献する能力を有すると思われる朝鮮人に限って残留許可を与える」との記述がある。こうした日本政府当局者の歴史認識の欠如と民族的偏見が、国籍の一方的剥奪という政策を選択させた背景にあったことは否めない¹⁵⁾。また、戦後冷戦体制下、朝鮮や中国が分断国家となり、しかも日本がアメリカによってアジアにおける「反共防波堤」と位置づけられ、分断国家の一方（西側）の妥協を引き出すことで戦争責任・植民地問題の根本的解決を回避しえたという国際的社会環境も無視しえない¹⁶⁾。

さて、日本国籍を失った在日朝鮮人・中国人は、様々な不利益を被ることになる¹⁷⁾。

第1に、日本への永住権の問題である。戦前から日本に居住してきた韓国人（1世）とその子供（2世）に申請に基づく永住許可が決定したのは、彼らの国籍が正式に剥奪されて13年後の1965年であった。その他の旧植民地出身者とその子供に、申請により永住が許可されたのは1981年、そして日本で生まれ育った在日3世以降に永住権が認められたのはようやく1991年（「日韓覚書」）になってからであった。また、国外退去強制事由から精神障害や公共負担（生活保護受給等）が除かれたのも1982年（難民条約加入）、7年を超える刑（1・2世）や1年を超える刑（3世以後）が除かれたのは1991年を待たねばならなかった。なお現在も3世以後の永住には申請手続きが必要であり、再入国が許可される出国期間は最大限5年間に限定され、さらに重大犯罪など退去強制となる事由も引き続き存在している。

第2に、外国人登録に際した指紋押捺義務、及び、外国人登録証明書の常時携帯義務が課せられた。違反者には、懲役・禁固・罰金の他、一旦出国すると再入国を許可しない等の制裁が加えられた。指紋押捺制度は、日本が旧満州で実施していた治安対策の手法であり、現在、2世を含む外国人のみに指紋押捺義務を課している国は世界で日本だけである。1987年には指紋押捺が「原則初回1回のみ」とされたが、しかしその指紋を外国人登録証に繰り返し転写するので管理の本質は変わっていない。1980年代以降、指紋押捺拒否・保留者が急増して1万人以上に達し、1991年（「日韓覚書」）、ようやく指紋押捺を2年以内に廃止することが決定したが、家族登録制など代替手段が検討され、また登録証の常時携行義務の扱いも未定である。

第3に、公務員採用における不利益である。学校教育法や地方公務員法は、教師や地方公務員に国籍規定を設けていない。しかし文部省や自治省は、公立小中高校教諭や地方公務員一般職として在日外国人を採用することを認めていない。特に教師については、採用試験の受験は認めるが、正教諭ではなく常勤講師としてのみ採用し、主任にはなれないと指導している。現在、任命権をもつ教育委員

会が、文部省の指導に反して約30名の外国人正教諭を採用しているが、それも全体の比率からすれば極めて少ない。

第4に、社会保障からの排除である。在日外国人にも一貫して納税義務は課されているが、公営住宅の入居条件から国籍条項が撤廃されたのは1980年、国民年金法・児童手当3法の国籍条項撤廃は1982年になってからである。それ以前には、国民年金の保険料だけ納付させ、いざ年金を受給する段階で資格を取り消す「誤適用」すら頻発していた。現在も、経過措置が不十分なため、制度的無年金者として放置されている者もいる。生活保護法は外国人にも適応されるが、しかし外国人は不利益処分について不服申し立てができないとされている。国籍条項が最も問題となるのは、戦争犠牲者・遺族に対する補償制度である。日本の軍人・軍属とされた朝鮮人・台湾人は約45万人、戦死者は5万2000人にのぼる。日本人の監視の下で戦争犯罪を犯さざるを得ず、B・C級戦犯として裁かれた者も多い¹⁸⁾。しかし戦争の補償制度は、殆どが日本国籍者に対象を限定している。日本国籍の喪失は、「罪」は消さず、補償だけを消したのである。なお欧米諸国は、外国人の元兵士にも自国民とほぼ同じ補償をしている。

第5は、参政権からの排除である。地方自治法の「住民」には国籍規定はない。また住民の5%以上が外国人という地方自治体も増えている。ヨーロッパでは、外国人に参政権を認める地方自治体も増加している。日本人の外国地方自治体議員も登場している。しかし現在、在日外国人に参政権はない。在日外国人の中から、「納税の義務だけ負わせ、憲法が保障する『住民』の地方選挙権を認めないのは不当」との訴訟も起こされている。

いずれにせよ国際的には、人種差別撤廃条約・ILO143号条約・移住労働者の権利保護に関する各種の国際条約で、基本的人権の保障には「国籍」の壁を設けてはならず、一部の分野を除いて、定住外国人にも国民と同様の権利を保障すべきとの認識が広がりつつある。いわば「民族=国民=市民(住民)」という枠組自体が解体しつつある。しかし日本はこれらの条約の多くを批准していない。ある法務官僚は「外国人の処遇は『煮て食おうと焼いて食おうと自由』¹⁹⁾と述べたが、日本では「民族=国民=市民(住民)」の図式が強固に維持され、少数民族や外国人の権利は十分に保障されていないのである。

第4章 「単一民族神話」の史的形成過程と機能

さて次に、日本の「単一民族神話」の史的形成過程を検討する。「単一民族神話」の起源を、島国という自然環境や近世の鎖国政策に求める説もある。しかし古来の渡来人の定着過程、江戸時代の武士階級にも中国系等が見られること、幕府や松前藩の支配・抑圧の下でもアイヌが独自の文化と社会を保持してきたこと、そして何より「国民」概念自体が近代以後に成熟したものであること等をふまえると、実は明治以前の日本には「単一民族神話」なるものがそれほど強く機能していたわけではない。日本の「単一民族神話」は、主要には明治以後の近代化の産物と考えられる²⁰⁾。

明治以後の日本は、一方で欧米列強との半植民地的な不平等条約の下、日本民族の独立を賭けて急速な近代化を迫られた。またその近代化は、すでに広大な植民地を支配する欧米列強との競争・協調関係の中で進められなければならなかった。こうした日本の近代化の世界史的な位置が、日本の近代化・資本主義化に「脱亜入欧」・対欧米追付型ともいべき幾つかの特徴を刻印した²¹⁾。即ち第1に、殖産興業・富国強兵等、国家権力の主導による上からの強行的な資本主義育成である。第2に、欧米との国際競争に打ち勝つため、日本国内では植民地的な低賃金・長時間労働が余儀なくされた。そして第3に、列強による世界市場の帝国主義的侵略に、いわば「駆け込み」的に参加し、まず内国植民地たる北海道で先住民アイヌから土地を略奪して狩猟・漁業・山林伐採権を剥奪し、引き続いてアジア

諸国への侵略戦争に踏み出した。日本のナショナリズム・「日本民族」共同体の利益は、まさにこうした日本の近代化・資本主義化を支えるイデオロギーとして構築された。即ちそれは、内国・海外植民地の侵略を正当化し、欧米列強に対する競争意識・敵愾心を喚起することで、国民の不満を発散させる役割を果たしたのである。

しかも戦前日本の大きな特徴は、こうした「日本民族」共同体のイデオロギーが、血統主義に基づく「単一民族神話」として形成された点にある。これを理解する際、明治政府の支配機構の特質をふまえることが必要となる。明治政府は、国民の家族共同体（イエ）を基盤として、そこに江戸時代の武士階級の道徳を注入することで、天皇制国家への忠誠心を育成した。教育勅語や修身など学校教育を通して、天皇への忠義と親への孝行が道徳の基本であることが普及された。戸籍制度や民法では、戸主を頂点とする庇護－奉仕関係に基づく複合大家族を「家」と措定し、これを徴税・徴兵等、支配機構の最末端単位として位置づけた。そして「万世一系」の天皇家をすべての国民の「家」の「宗家」とするフィクションを構築し、「家」制度の頂点に天皇を位置づけることで、天皇への崇拜と奉仕の根拠を創出した²²⁾。さらにこうした家族主義的な庇護－奉仕は、小作人と地主、労働者と資本家、兵士と上官の間にも通底する「日本古来の美風」として普及された。こうして天皇家を共通の「宗家」・祖先とする血統に基づく「単一民族神話」が生み出されたのである。

ただしここで留意すべきことは、「家」制度が、明治政府が全く人為的に作り出したものではなく、幕藩体制下の日本農民の家族共同体（イエ）を基盤としていた点である。イエは、直系家族形態をとり、封建制支配の下で農民層の生業と生活を世代的に維持・発展させる最も基礎的な単位であった。イエの本質は、世代を超えて受け継がれる生業・生活の維持・発展にあり、家父長といえどもイエを傾ける恣意的行為はゆるされなかった²³⁾。いわば、生産力発展・生活向上の基礎が家父長を含むすべての家族員のイエへの忠誠であり、そうしたイエの維持・発展は家族員の「勤勉と忍耐の精神」及び「和の精神」によって支えられていた。明治政府は、世襲的な身分制を解体（四民平等・職業選択の自由・私的所有と移動の自由）し、次三男にも新たなイエ創設の可能性を開いた。国民は、自らと自己同一化したイエの繁栄のために、「勤勉と忍耐」・「和の精神」を大いに発揮し、これが戦前日本の急速な近代化・資本主義化、さらに日本民族「共同体」への忠誠心を最底辺から支えたのである²⁴⁾。明治政府の巧妙さは、単に上からの教育や強制で国民を服従させただけでなく、天皇家を共通の「宗家」・家父長とする大きな「イエ」としての「単一民族神話」と、個々の庶民の「イエ」に基づく生業・生活の発展の論理を連鎖させた点にあるといえよう。

いずれにせよ、こうした「単一民族神話」は、内国植民地（北海道）・海外植民地（朝鮮・台湾）の異民族に対して、2重の機能を果たした。一方でそれは、血統主義に基づき、天皇家を明らかに共通の祖先としない異民族を、排除・差別する根拠を与えた。しかも他方で、客観的には日本人がすべて共通の先祖から出ていることはありえず、そもそも血統主義自体が融通のきくフィクションにすぎないのだから、異民族も「単一民族神話」の外延部に包摂され、日本民族への文化的な同化が押し付けられた。アイヌ・朝鮮人・台湾人に対する様々な同化政策、固有の民族文化の抹消政策の根拠となったのである²⁵⁾。

第5章 戦後高度経済成長と「単一民族神話」の機能

戦後、日本の「単一民族神話」は、全く新たな社会的文脈の中で維持・再生産された。戦後は、もはやナショナリズム・日本民族「共同体」の論理ではなく、むしろ企業「共同体」・日本型企业社会の思想的基盤として「単一民族神話」が再生されたのである。

戦後日本資本主義は、外国人労働者の新たな参入を基本的に排除し、国内の農村人口を流動化させ、

いわば「純粹培養型」労働市場を作ることによって高度経済成長を遂げてきた²⁶⁾。

このことは、まず第1に、高度経済成長を支えた日本の労働者の多くが国内の農村出身で、しかも「先進」資本主義諸国では極めて希有なことだが、都市に移動した後も、異文化接触に伴う文化変容をほとんど経験しなかったことを意味する²⁷⁾。そこで戦前の農村共同体的文化——「勤勉と忍耐」に基づく『和』の精神——の一定要素が「民族と文化の坩堝」²⁸⁾の中で完全に溶かされることなく、日本の都市・労働者の中に生き続けることとなった。この労働—生活倫理が、日本型企业社会と高度経済成長を根底から支えたのである²⁹⁾。外国人移民・出稼労働者は、いうまでもなく多様な宗教的・生活的・文化的価値をもっている。経済効率や生産性より宗教的価値を大切にする民族も多い。他人(資本家)のための労働を「必要悪」ととらえ、私生活とそれを支える労働(家事・育児・地域活動)を本来の人間の生活ととらえる労働—生活観をもつ民族も少なくない。また出稼・移民労働者の多くは、終身雇用ではなく、よりよい労働条件・賃金水準を求めて企業間を移動・流動し、当然にも企業内労働組合にも結集しない³⁰⁾。これらの文化的要素をもつ外国人労働者が大量に導入されていたとすれば、終身雇用制・年功序列・企業内労働組合等に基づき個別企業への継続的貢献・忠誠を特徴とする日本型企业社会は構築されえなかったであろう³¹⁾。いわば「単一民族神話」は、日本的企業社会になじまない異質の価値観が流入することを阻止し、国内農民出身の日本の労働者階級の「勤勉と忍耐」に貫かれた「(企業) 共同体の『和』の精神」を最大限維持・発揮させる上で重要な役割を果たしたのである。

第2に、「単一民族神話」は、一種の「平等性」に基づく競争主義を定着させた。多民族国家・社会は、多くの場合、それ自体、決して平等な社会ではなく、階級・階層差別を人種・民族の違いに埋め込む社会である。そこで経済的対立がしばしば民族対立として現れる。また多民族社会では、就職・昇進や学校教育などによる階級・階層形成の前提となる言語や文化自体が多元的であるため、進学や就職の不平等も民族格差として現れがちである。ところが日本では、言語的・文化的に「単一」が建前とされるため、就職・昇進や進学を通じた階級・階層への選別が、あくまで個人の能力と努力に基づく「平等」な競争の結果として受け入れられやすい³²⁾。いわばメリトクラシーの理念の破綻が、多民族社会に比べて顕在化しにくいのである。そこで能力主義競争・学歴競争・階級差別が正当化され、また競争に勝ち残るために一層「勤勉と忍耐」の精神に磨きがかかることになる。

第3に、とりわけ欧米で外国人労働者が割り当てられる周辺労働部門には、日本では、出稼・兼業等の農民層、及び、主婦を初めとする女性層などが配置された。農業生産や家事・育児と賃労働を両立するこれらの労働者は、労働市場ではいわば「2流の労働者」として、臨時工・パート等の不安定な雇用形態と劣悪な労働条件を余儀なくされた。いわば日本民族の労働者内部で差別化が進められたのである。もとよりこうした労働市場の2重構造自体は、日本に特有のものではない。欧米諸国が主に外国人に依存してきた周辺労働分野を、日本では女性や農民が担ってきたにすぎない³³⁾。しかし同時にこの違いは、日本の女性や農民の社会的地位に大きな影響を与えざるを得ない。とりわけ女性の周辺労働力化は、前述の日本型企业社会における男性の長時間過密労働とセットになって、「男性は仕事に専念、女性は家事・育児とそれを前提とした仕事(パート等)」という「新性別役割分業」と適合的である³⁴⁾。こうして職場と家庭の直列的な性別役割分業が根強く再生産することになる。

もとより、このような外国人労働者の有無・「純粹培養型」労働市場の特質といった側面からのみ、日本型企业社会や日本社会の競争主義・性別役割分業等々を説明しつくすことはできない³⁵⁾。しかしそれにもかかわらず、戦後日本の企業社会や高度経済成長が、外国人労働者の排除・「純粹培養型」労働市場と関わりなくフリーハンドに実現されたと考えることもできない。戦後高度経済成長期、日本独占資本は、労働力不足の中でしばしば外国人労働者の導入を検討しつつ、しかし最終的にはその本格的導入に踏み切らなかった³⁶⁾。日本の資本や政府は、先行する欧米の外国人労働者導入の経験を

慎重に検討し、あえてそれとは違う道を選択した。そしてそれと相即して、企業への忠誠心と競争主義、性別分業に彩られた日本型企业社会、さらに学歴社会や管理主義教育を構築した。これが日本の高度経済成長の秘密であり、同時に過労死や受験競争、個性の軽視、女性差別を初めとする様々な矛盾の根底的な原因でもある。その意味で、「単一民族神話」とは、単に少数民族に対する差別や排除だけでなく、実はむしろ日本民族自身に対する抑圧と差別の巨大な呪縛でもあったといえよう。

第6章 新来住の移民・出稼労働者の増加

さてこのような日本社会の在り方は、1970年代後半以後、巨大な転換期にさしかかっている。

まずインドシナ難民の流入である³⁷⁾。1975年、日本にもボート・ピープルが漂着し、政府は78年には定住を許可し、定住枠も85年には1万人にまで拡大した。例外的措置ではあれ、「単一民族国家」を標榜してきた日本政府が、一定の方針転換を余儀なくされたのである。難民受け入れに当たり、日本政府も、遅ればせながら国際人権規約（1966年国連採択・1979年日本加入）・難民条約（1951年国連採択・1982年日本加入）を批准した。これらの条約は、定住外国人にも国民同様の社会保障を義務づけおり、そこで政府は、公共住宅入居、国民年金法・児童手当3法等の国籍制限を撤廃した。その成果は、在日朝鮮人・中国人にも適用された。

もうひとつの大きな変化は、日本資本主義経済をめぐる社会環境の諸変化である。

まず国内的には国内農村労働力が枯渇し、労働者の中に都市出身の労働者2代目が増加してきた。高度経済成長期に育った彼らは、もはや「勤勉と忍耐」や「和の精神」より、仕事のやりがいや個性の発揮を重視し、3Kと呼ばれる職種での就労を忌避するようになってきている³⁸⁾。これに伴い、企業・政府も、従来の農村共同体的な価値観に依存した「日本的企業社会」のあり方を、改めて問い直さざるを得ない。また女性の社会的自立に伴って従来の性別役割分業に対する批判が高まり、同時に出生率の減少・高齢化の進展は、近い将来の労働力不足、ひいては日本民族と労働力の再生産基盤としての家族の解体すら予測させる³⁹⁾。

他方、国際的には、南北の経済格差が激化し、第3世界の過剰人口と日本の労働力不足が顕在化した。また円高の進行に伴い、日本企業の多国籍化・海外進出も進み、従来の日本的経営を海外に持ち込むことに伴う文化的な投資摩擦も顕在化している⁴⁰⁾。日本企業は、当面する国内での労働力調達にとどまらず、海外でも外国人労働力をスムーズに就労させる新たな労務管理方式の構築に向けて、長期的視野に立ったストラテジーを展開せざるを得ない段階に立ち至っている。

こうした中で、1980年代以降、アジア人労働者の日本への出稼が急増し、また日本政府や財界の側でも、外国人労働者の段階的な受け入れに向けて徐々に政策転換が開始されている。1988年以後の政府や財界の各種答申・報告は、少なくとも専門的技術をもつ外国人については、明らかに積極的に受け入れる路線を打ち出している⁴¹⁾。特に経済企画庁の報告書は、専門的技術を持つ外国人労働者を「出稼」ではなく、「永続的市民」として受け入れることをも提唱している。

単純労働者についても、当面の政策判断としては雇用や就労は禁止されているが、実際には多くの外国人労働者が不法就労していること、いいかえれば日本企業が不法雇用していることは、周知の事実である。不法就労者の推計総数は最も控えめにみて30万人以上であるのに対し、摘発数は年間約3万人程度で、しかも「摘発」の多くは帰国希望者の「申告」によるものであるから、事実上、資格外就労が「容認」されているといっても過言ではない⁴²⁾。80年代前半には、不法就労外国人の9割がホステスやダンサー等の女性であったが、80年代後半には大半が男性で製造業・建設業の単純作業員であり、いわば外国人不法就労が日本資本主義の再生産により直接的に組み込まれてきている。

不法就労には多様なルートと形態がある。

まず第1は、観光や興業の名目で入国し、実際は単純労働に従事したり、あるいは在留許可期間を過ぎて不法に残留して就労するものである。不法残留数は急増しており、約30万人といわれる。彼らは、不法残留・不法就労という2重の違法状態にあるため、最も無権利状態におかれている。中間搾取・ピンハネ・強制労働・売春の強要等が特に頻繁に見られるのは、このタイプである。怪我や病気の保障もなく、不法残留者どうしの子供には存在証明もないので、学校に行かない不就学児童も増加している。

第2は、「技術研修」名目の雇用・就労である。もちろん純然たる技術研修も多いが、しかし実務研修と就労の明確な区別は困難で、技術研修を隠れみのにした就労もかなり広範に行われている。技術研修生の数は約4万4000人(1991年)である。技術研修は法的には労働ではないので、労働基準や労働関係法の保護も適用されない。

第3に、留学や日本語学校への就学の資格で入国し、週20時間の法定限度を超えて就労するタイプがある⁴³⁾。もちろん留学や就学の多くは出稼目的ではない。しかし母国と日本の所得格差や円高、奨学金制度の貧困さと学費の高さなどの条件の中で、法定限度内のアルバイトで学費と生活費を稼ぐことは極めて困難である。また日本語学校の中には営利目的のものも多く、初めから出稼目的の入国の隠れみんとして就学生を募集していた事例もある。留学生は約4万5000人(1991年)、就学生は約3万6000人(1990年)に及ぶ。

第4に、不法就労ではないが、南米の日系人の出稼も急増している。日本政府は、日本人移民の子孫の「里帰り」の便宜を図るとの趣旨で、日系人の就労を認めている。しかしこの「里帰り」が、事実上、出稼のルートになっていることは周知の事実で、受入企業が保障人となり、あるいは南米の斡旋業者→日本の人材派遣業者→企業という労働力需給機構が既に産業として確立している。これは、日本の「単一民族神話」=血統主義を維持したままで活用できる外国人労働力ともいえるが、しかしあくまで日系人の多くは外国人である。特に家族連れの出稼により、ポルトガル語しかできない小中学生が増加し、学校で新たな対応も迫られている⁴⁴⁾。

以上の如く、日本政府や財界は、一応建前としては「外国人の単純労働の禁止」「単一民族神話の維持」を掲げつつ、実際には様々な抜道を作り、劣悪な労働条件の下で外国人労働者を活用しつつある。しかも、1989年以後の政府・財界の提言や報告の多くは、研修生・就学生・日系人の雇用や就労を一層容易にする方向を打ち出し、さらに進んで正式に単純労働者を受け入れる方法をも具体的に検討している⁴⁵⁾。

また1990年の入国管理法改正で、不法就労・雇用に対する罰則が従来より強化され、特に不法就労させた雇用者や斡旋者に対する「不法就労助長罪」が新設された。これは一見、「外国人の単純労働の禁止」の立場を改めて強化したかのように見える。しかし現実に外国人の単純労働力に依存せざるを得ない経済構造が日本国内に存在する以上、それは一方で、技術研修とその変質を軸とする政府「公認」の単純労働力雇用制度を一層拡張させつつ、他方で外国人の不法就労を一層アングラ化させ、不法就労の外国人労働者の労働条件・人権保護水準をますます低下させる機能を果さざるを得ない。

第7章 「単一民族神話」から新たな理念への模索

さて、本稿では既に、「単一民族神話」が、単に外国人や少数民族を排除・差別するだけでなく、日本の企業社会・学歴社会・性別役割分業などを根底から支え、日本民族自身を呪縛するものであることを指摘してきた。その意味で、今日の外国人出稼・移民労働者の急増に伴う「単一民族神話」の実質的崩壊は、従来の日本社会・文化の根底的な転換を意味している。

日本政府や財界は、前述の政策及び提言をみる限り、従来の「『和』の精神に基づく日本的企業社

会」から「能力主義的競争に基づく新しい企業社会」へ、また「異質性を認めない単一民族神話」から「異質性を認めた上で差別・選別する民族格差」への転換を図りつつあるように思われる。

即ちまず専門的技術をもった労働者、つまり個人主義的に「仕事のやりがい」を求め、競争主義の中で能力を最大限に発揮する人材については、国籍・人種・民族を問わずに採用し、外国人の移民化・定住化も認める。このような「能力主義」的競争原理に基づく労務管理は、選抜的終身雇用に基づく「新日本の経営」とも符号する⁴⁶⁾。ただしこうした職種においては、日本語能力、及び、若い日本人の教育水準や労働-生活観の変化から見て、現実の競争の中では外国人よりむしろ日本人の方が「有利」であるとの読みもある。

他方、単純労働者については、国籍・人種・民族を問わず、低賃金・長時間労働を競い合わせ、低コスト生産体制を実現する。そこでは国際的な経済格差・生活水準の格差が、日本国内の賃金・労働条件を一層低く押し下げる槓杆として機能させられる。ただしそうした外国人は、主に治安対策上の観点から、期限付き・職種制限付きの「出稼」に限定する。そして、場合によっては、こうした外国人出稼労働者の低賃金・長時間労働に基づく資本蓄積の一部で日本を「経済大国」にふさわしい「生活大国」「福祉大国」化し、日本人労働者の一部を労働貴族として支配機構に取り込む⁴⁷⁾。前述の如く、多民族社会は、多くの場合、階級・階層差別を人種・民族の相違に埋め込む社会である。今、日本の政府・財界もそうした社会へのシフトを模索しつつある。

しかも、「外国人労働者」という概念は、しばしば「日本人労働者」に対する対概念として一括して用いられることが多いが、実は彼らは、多様な国籍・人種構成からなる多元的・多質的な労働者である。母国の経済生活水準や民族的な文化的価値基準も多彩である。こうした多彩な労働者が、日本資本主義と労働市場の多重構造に適合的な形で、人種・民族別に差別化され、配置されることが予測される。既に日本国内の製造業やサービス業では、人種・民族別の賃金格差・職務配置格差が生まれつつある。民族差別は重層化されることで一層強固となる。

もとより、こうした資本・政府の狙いがそのまま実現するかどうかは、未知数である。日本人の多くが、自らの個人的な仕事の「やりがい」の追求や能力主義競争に乗り、あるいは外国人労働者の搾取の上に「生活大国」の構築を目指すとするれば、この政府や財界の狙いは一定は実現されよう。しかし同時に、この狙いが様々な矛盾に突き当たることも容易に予測しうる。

まず第1に、外国人の単純労働者を「出稼」にとどめ、移民化させないことは、現実には極めて困難である。前述したドイツの経験、及び、日本に既に多数存在する不法残留者は、その困難さを明瞭に示している。

第2にこの路線は、現在の多民族社会が抱えている矛盾、即ち経済的な階級・階層対立に根差す民族対立を日本社会もまた抱え込むことを意味している。そのことは、民族対立を根底的に抜け出すためには、経済的・階級的な矛盾、即ち低賃金・長時間労働を基盤とした資本蓄積、及び、労働者階級の民族的分裂といった構図そのものを改める以外にないことを、今以上に明瞭に提示せざるを得ない。さらにまたこれは、様々な民族文化が決して経済効率や生産性を至上の価値とする能力主義や競争主義に解消されつくさないことをも意味し、その点でも政府・財界の民族分断政策は一定の限界に縫着する。

第3に、外国人の増加と多民族化の進展に伴い、国籍・民族を超えた日常的交流が増加し、市民レベルから、外国人や少数民族に対する差別に反対し、民族的偏見を打破し、基本的人権を擁護する主張が生まれざるを得ない⁴⁸⁾。現在、在日外国人・少数民族による人権擁護の運動が厳然として存在し、また新たに来日した外国人労働者との連帯を目指す市民運動組織も増加しつつある。国籍や民族の違いに関わらず、基本的人権を尊重する思想は、様々な限界を孕みつつも、日本国民・市民の多くが共有しつつある。

第4に、異民族・異国籍者の日常的交流に伴い、双方の国民・民族が彼我の社会を意識的・無意識的に比較・相対化し、双方の社会の矛盾を一層はっきりと認識する。例えば、過労死を生み出す日本の企業社会、食糧を海外に大幅に依存した日本の飽食の脆さ、南北問題を深刻化させる日本の多国籍企業の経済活動、競争主義でゆとりのない日本の教育や社会、性別役割分業と女性差別等々、日本社会の多様な問題について日本人と外国人・日本民族と異民族の双方が認識を深めざるを得ない⁴⁹⁾。ここでは、単に「進んだ日本、遅れたアジア」「豊かな日本、貧しいアジア」といった一面的・表層的な視点が克服され、民族や国籍を越えた連帯で新たな世界社会システムが模索される可能性も皆無とはいえない。

そして第5に、外国籍者が増加し、多民族化が進めば進むほど、「国民=民族=市民（住民）」という図式は否応無く崩れざるを得ない。国家や国民の意義は相対的に低下し、国家による外国人政策・民族政策自体、現在ほど決定的な影響力をもたなくなる可能性も大きい。国家の枠を超えた少数民族相互の国際連帯も発展せざるを得ない。また異国籍者・異民族間の婚姻も増加し、少なくとも現状に比べれば、「違いは違いとして認めて差別する」前提としての「違い」が曖昧にならざるを得ない。

いずれにせよ、日本はこれまで「単一民族神話」に基づき、異質な者を排除し、あるいは強制的に「同化」させる社会体制を維持してきた。しかしそれは大きな転換点にある。日本の支配層は、「単一民族神話」を徐々に脱ぎ捨て、「違いを違いとして認め、その上で差別する」社会体制に移行させようとしている。日本の国民や市民が、単に違いや個性の容認や尊重を主張するだけでなく、違いを認めた上で、外国人や少数民族とどのような質の関係を作り上げていくのか、それが問われる時代に突入しつつあるといえよう。

《補注》

- 1) こうした基本的な問題意識については、浅野慎一（1993）序章を参照。
- 2) 北海道庁『北海道ウタリ生活実態調査報告書』（1986）によれば、道内在住のアイヌは2万4381人、その他、東京を中心とする道外にもアイヌ系日本人は多数いる。
- 3) 1989年法務省発表で、永住資格29万9934人、定住3万6795人、「法126」1万8408人、「法126の子」2229人、協定永住32万6318人、計68万3684人である。日本人の配偶者等も7万3511人いる。1992年の外国人登録人員数は126万1816人、同年の超過滞在外国人数は27万8892人である。
- 4) 広渡清吾（1992-a）387～391頁。
- 5) なおフランスが移民国家的類型をもっていることについては、広渡清吾（1992-a）388頁。ドイツとフランスの歴史的背景の相違については、ハーバーマス（1993）。
- 6) ただし1993年、ドイツは後述する外国人新規流入阻止と歩調を合わせ、難民流入を大幅に制限する基本法（憲法）改正を実施した。
- 7) 西ドイツの外国人労働者政策とその変遷については、広渡清吾（1992-a）380・394～400・403頁。ドイツにおける外国人労働者の劣悪な労働条件については、ヴァルラフ（1985）。
- 8) ドイツ社会民主党は新移民法に反対し、ドイツをすでに「移民国でないとは規定できない」と主張した。広渡清吾（1992-a）399～400頁。
- 9) 広渡清吾（1992-a）391～392頁。
- 10) 北海道庁『北海道ウタリ生活実態調査報告書』（1986）。
- 11) 田中宏（1991）61～62・164～166頁。
- 12) 田中宏（1991）137・157～160頁。
- 13) 広渡清吾（1992-a）379頁、田中宏（1991）39～43・55～72・194～196頁、林誠宏（1986）173～174・177頁、雀昌華（1975）、谷富夫（1992）4～5頁、田中宏（1992）120～124頁、宮島喬（1992）207～208頁。

- 14) 田中宏 (1991) 68 頁。
- 15) 田中宏 (1991) 63～72 頁。吉田首相の書簡については、大久保昭訳『法律時報』(1976・4月号)・袖井林二郎『法学志林』79-2 (1982)。
- 16) 戦争責任と戦後日本の国際的地位の関係については、和田春樹 (1992)。
- 17) 以下、国籍喪失に伴う不利益については、田中宏 (1991)、広渡清吾 (1992-a) 378～379・426 頁。
- 18) 内海愛子 (1982)。
- 19) 池上努 (1965)。
- 20) 「単一民族神話」の形成過程については、中野秀一郎 (1992) 69～70 頁、原尻英樹 (1992) 134 頁、今津孝次郎 (1992) 173～177 頁等。
- 21) 後藤靖 (1977) 218～220・236～250 頁、藤岡淳 (1987) 182～183 頁、山口正行 (1986) 67～76 頁、守屋典郎 (1974) 39～40 頁、加藤文三郎他 (1978) 111～112・132～133 頁。
- 22) 利谷信義 (1991) 142～144 頁、布施晶子 (1993) 第2章、川島武宜 (1950)。
- 23) 「イエ」については、鈴木英太郎 (1940)、有賀喜左衛門 (1943)。
- 24) 利谷信義 (1991) 144～146 頁、布施晶子 (1993) 第2章、平石直昭 (1991) 35～36 頁、神島二郎 (1961) 261～273 頁、柳田国男 (1967) 219～227 頁。
- 25) 日本の同化政策の特質と分離・排除のダブル・バインドについては、山中速人 (1992) 102～107 頁。
- 26) 浅野慎一 (1993) 4 頁。「純粹培養型」労働市場については、森廣正 (1986) 202 頁。
- 27) このことは、戦後の日本民族が異文化接触による文化変容を経験しなかったことを意味しない。戦後日本の文化変容において、何よりアメリカの影響ははかりしれない。このことは、日本の伝統的文化が、戦後の日本人よりむしろアメリカ日系移民に強固に維持されているという、キタノ (1969) 147～150 頁など、多くの移民研究にもうかがえる。またベトナム反戦闘争等を通じた市民レベルでの異文化接触・交流が日本人民に与えた影響も考慮されるべきである。とはいえ、従来からの自らの文化・生活様式を前提として、それに適応する範囲で異文化を選択的に受容し、緩やかに文化変容する場合と、ナマ身の人間どうしが直接的・日常的な体面状況におかれ、自らの文化・生活様式の存続を日々問われる場合とでは、やはり質的に異なるといえよう。
- 28) パーク (1916) p90。
- 29) 戦後高度経済成長期を支えた日本の労働者の「勤勉と忍耐」「和の精神」については、浅野慎一 (1992-a)、同 (1992-b)。また企業の利潤追求への献身的労働に対抗し得る原理が日本社会には希薄であったことについては、広渡清吾 (1992-b) 4 頁、田端博邦 (1991) 6 頁。
- 30) 西欧における外国人労働者の文化的特質については、フェラロッチィ (1972) pp96～97。西欧における外国人労働者の規模と意義については、梶田孝道 (1988) 第4章、ゴールドソープ (1984) pp25～28 等。
- 31) 日本型企业社会については、馬場宏二 (1991)、元島邦男 (1991)、藤井史朗 (1992)。
- 32) 日本型企业社会の競争主義については、渡辺治 (1991) 214～215 頁、奥村義雄 (1988) 等。日本の学歴社会と学校における競争主義については、天野郁夫 (1980)、竹内洋 (1981)、副田義也 (1992)、小内透 (1992)。
- 33) 移民労働者の排除と女性の不安定雇用の関連については、上野知鶴子 (1991) 148～149 頁。
- 34) 女性の不安定雇用と性別役割分業の関連については、笹谷晴美 (1992) 102～103 頁、上野知鶴子 (1991) 154～155 頁。
- 35) 日本における労働市場の特質を重視した理論として、大河内一男 (1952) の「出稼型賃労働論」がある。これに対して、高橋光 (1965)・大友福夫 (1952) 等は、賃金・労資関係・労働組合など、すべての労働問題の規定要因を、農村の労働力供給構造に基礎づけられた賃労働の型に一元的に求めるのではなく、資本・賃労働関係のもつ独自の意味を重視すべきとの方法論上の批判を寄せた。また、並木正吉 (1955)・

- 隅谷三喜夫(1967)等は、農家と結びつかない賃労働者の存在をふまえ、日本の労働者を「出稼型」と特徴づけることに対する対象把握上の批判を行った。これらの批判は、その批判自体の正しさとは別に、結果的に、日本の労働者階級文化における都市と農村の問題、日本の労働者階級の民族的特殊性の解明を遅らせてしまったように思われる。こうした点については、浅野慎一(1984)182頁、同(1993)209頁参照。
- 36) 高度成長期における外国人労働者導入の試みについては、落合英秋(1974)等。
- 37) 田中宏(1991)143~148・162頁、同(1992)125~126頁、中野秀一郎(1992)。
- 38) 若年層労働者の価値観の変化については、浅野慎一(1992-a)、同(1992-b)。
- 39) 出生率低下・家族解体の危機については、布施晶子(1993)第4章、笹谷春美(1992)101~105頁、原田純孝(1992)88・141~142頁。
- 40) 日本的生産システムの海外移転に伴う諸問題については、安保哲夫(1992)、小池和男(1992)、橋本輝彦(1988)180~183頁、青山茂樹(1988)等。
- 41) 専門技術者の外国人の積極的導入の提唱として、経済審議会「経済運営5カ年計画」(1988)・雇用審議会「第6次雇用対策基本計画」(1988)・経済同友会「これからの外国人雇用のあり方について」(1989)・経済企画庁「外国人労働者と経済社会の進路」(1989)等がある。また1989年の出入国管理および難民認定法改正も、専門的技術・技能職の就労を中心に在留資格を拡大し、さらに企業活動の国際化に伴い「企業内転勤」の在留資格を新設した。広渡清吾(1992-a)407・409~412・424~425頁。
- 42) 広渡清吾(1992-a)377~378頁、田中宏(1991)182~184頁、同(1992)113・116頁、青木秀男(1992)31・40頁。なお1992年の資格外就労判明数は6万2161人である。
- 43) 田中宏(1991)167~179頁、馬越徹(1992)、ぐるーぷ赤かぶ(1989)。
- 44) 広渡清吾(1992-a)409~412頁、前山隆(1990)2~6頁、日名子暁(1990)173~182頁、赤木数成(1990)9頁、田中宏(1991)209~210頁、同(1992)111~113頁、馬越徹(1992)49頁。
- 45) 例えば、労働省職安局「外国人労働者問題研究会報告」(1988)は研修終了後の就労可能性と「雇用許可制」を打ち出し、関西経済同友会「外国人労働者問題への提言」(1989)は「派遣センター構想」、経済同友会「これからの外国人雇用のあり方について」(1989)は「実習プログラム」システム、東京商工会議所「『外国人労働者熟練形成制度』の創設等に関する提言」(1989)は一元的な外国人労働者導入機構、関西経済連合会「外国人労働者受け入れ問題について」(1990)は「労働許可制」を、それぞれ提唱している。いずれも外国人労働者の導入ないし研修制度の実質的な労働者化の具体的方策といえる。また第3次臨時行革審第2次答申(1991)も「技能実習制度」を提唱し、研修終了後の就労を認める方針を打ち出し、同年、労働・法務・外務・通産4省が研修後の就労で合意した旨が報道された(朝日新聞1991年6月27日)。こうした政策展開については、蜂谷隆(1990)16~50頁、広渡清吾(1992-a)409~412・417・422~424頁。
- 46) 新たな労務管理・「新日本の経営」については、岩田龍子チーム(1984)51頁、経済企画庁『2000年に向けて激動する労働市場』(1985)、経済同友会『ME化の積極的推進と労使関係』(1984)、青木圭介(1987)208~211頁、伊丹敬之・松永有介(1985)、堤矩之(1986)171~174頁、浪江巖(1986)198・201~207頁、泉卓二(1983)82頁、加藤祐治・椎名恒(1985)等。
- 47) 「経済大国」にふさわしい「生活大国」路線とその問題については、別稿を用意している。
- 48) 田中宏(1991)214~215・226~227頁、谷富夫(1992)16~18頁。
- 49) 民族的偏見の打破や自文化・自社会の相対化を含め、異文化接触に伴う外国人と受入国民の双方の文化変容をとらえる視角については、浅野慎一(1993)。また実証研究報告としては、浅野慎一「中国人技術研修生と受入側日本人の文化変容」(第63回日本社会学会大会・1990)・同「中国人留学生の生活と文化変容」(第64回日本社会学会大会・1991)。なおこれらの報告の内容は、次号以下の『神戸大学発達科学部紀要』に投稿する予定である。

《引用・参照文献 著者 50 音別》

- 青木圭介 (1987) 「構造転換と公共性」基礎経済科学研究所編『国際化のなかの日本』青木書店
- 青木秀男 (1992) 「外国人労働者と都市下層」中野秀一郎・今津孝次郎『エスニシティの社会学』世界思想社
- 青山茂樹 (1988) 「日本企業の多国籍化と雇用・労働問題」『経済』1988年2月号
- 赤木数成 (1990) 「なぜ彼らは日本をめざすのか」『国際人流』1990年7月号
- 浅野慎一 (1993) 『世界変動と出稼・移民労働の社会理論』大学教育出版
- 浅野慎一 (1992-a) 「A自工における労働者層の生産・労働-生活過程」布施鉄治編著『倉敷・水島/日本資本主義の展開と都市社会』東信堂
- 浅野慎一 (1992-b) 「第1次下請 (N企業) における職場構造と労働者生活」布施鉄治編著『倉敷・水島/日本資本主義の展開と都市社会』東信堂
- 浅野慎一 (1984) 「出稼農民層の兼業歴からみた出稼労働の変容」『北海道大学教育学部紀要』第43号
- 天野郁夫 (1980) 『変革期の大学像』日本リクルートセンター
- 有賀喜左衛門 (1943) 『日本家族制度と小作制度』『有賀喜左衛門著作集』(I・II) 未来社 1966年
- 安保哲夫 (1992) 「日本の経営・生産システムの対米移転」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 7』東京大学出版会
- 池上 努 (1965) 『法的地位 200 の質問』京文社
- 泉 卓二 (1983) 「日本の雇用管理と『合理化』」飯田鼎他編『社会改革の現代的課題』御茶の水書房
- 伊丹敬之・松永有介 (1985) 「中間労働市場論」『日本労働協会雑誌』5月
- 今津孝次郎 (1992) 「異人・非人・外人・人間」中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』世界思想社
- 岩田龍子チーム (1984) 『日本型経営システムの将来』大蔵省印刷局
- 上野知鶴子 (1991) 「女性の変貌と家族」遠藤惣一・光吉利之・中田実編『現代日本の構造変動』世界思想社
- 内海愛子 (1982) 『朝鮮人BC級戦犯の記録』勁草書房
- 馬越 徹 (1992) 「留学生」中野秀一郎・今津孝次郎『エスニシティの社会学』世界思想社
- ヴァルラフ (1985) (Wallraff.G) 『最底辺』岩波書店 1987年
- 大河内一男 (1952) 『黎明期の日本労働運動』岩波書店
- 大友福夫 (1952) 「組織」遠藤湘吉他編『統一的労働運動の展望』
- 奥村義雄 (1988) 「労働組合運動の危機と再生」飯田哲也・浜岡政好編『人間性の危機と再生』法律文化社
- 落合英秋 (1974) 『アジア人労働力輸入』現代評論社
- 小内 透 (1992) 「教育の問題状況-学歴社会のゆくえ」『変動期の社会学』中央法規出版
- 梶田孝道 (1988) 『エスニシティと社会変動』有信堂
- 加藤文三郎他 (1978) 『日本歴史 中 改訂版』新日本新書
- 加藤祐治・椎名恒 (1985) 「『中間労働市場』論と労働者派遣法」『労働運動』7月
- 神島二郎 (1961) 『近代日本の精神構造』岩波書店
- 川島武宜 (1950) 『日本社会の家族的構成』日本評論社
- キタノ (1969) (Kitano.H.H.L) 『アメリカのなかの日本人』東洋経済新報社 1974年
- ぐるーぶ赤かぶ (1989) 『あぶない日本語学校』新泉社
- 小池和男 (1992) 「アジアの職場と日本企業の国際化」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 7』東京大学出版会
- 後藤 靖 (1977) 「本源的蓄積期の諸段階」『日本経済史』有斐閣大学双書
- ゴールドソープ (1984) (Goldthorpe.J.H) 『収斂の終焉』有信堂 1984年
- 雀 昌華 (1975) 『国籍と人権』酒井書店
- 笹谷春美 (1992) 「家族の変容-個の自立と共同の模索」『変動期の社会学』中央法規出版

- 鈴木栄太郎 (1940) 『農村社会学原理』『鈴木栄太郎著作集』(I・II) 未来社 1968 年
- 隅谷三喜夫 (1967) 『日本の労働運動』 東京大学出版会
- 副田義也 (1992) 「学校教育と日本社会」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6』 東京大学出版会
- 高橋 洸 (1965) 『日本の労資関係の研究』 未来社
- 竹内 洋 (1981) 『競争の社会学』 世界思想社
- 田中 清 (1990) 「外国人研修生の現状と問題点」 江橋崇『外国人労働者と人権』 法政大学出版局
- 田中 宏 (1991) 『在日外国人』 岩波新書
- 田中 宏 (1992) 「日本における外国人労働者論議の“死角”」 中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』 世界思想社
- 谷 富夫 (1992) 「都市国家化と『民族関係』」 中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』 世界思想社
- 田端博邦 (1991) 「現代日本の企業・社会・国家」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 5』 東京大学出版会
- 堤 矩之 (1986) 「日本の人事管理の基本的構造と現代的再編成」『現代日本の企業・経営』 有斐閣
- 利谷信義 (1991) 「近代日本の企業秩序」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 4』 東京大学出版会
- 中野秀一郎 (1992) 「エスニシティの社会学に向けて」 中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』 世界思想社
- 浪江 巖 (1986) 「構造変化のなかの雇用管理」『現代日本の企業・経営』 有斐閣
- 並木正吉 (1955) 「農家人口の戦後 10 年」『農業総合研究』 9-4
- パーク (1916) (Park.R.E) 「都市」 鈴木広編『都市化の社会学 (増補)』 誠信書房 1978 年
- 橋本輝彦 (1988) 「対外経済摩擦の激化と海外投資の急増」 高内俊一他編『80 年代日本の危機の構造 上』 法律文化社
- 蜂谷 隆 (1990) 「アジア人労働者の受け入れと政府、産業界の立場」 江橋崇『外国人労働者と人権』 法政大学出版局
- 馬場宏二 (1991) 「現代世界と日本会社主義」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1』 東京大学出版会
- ハーバーマス (1993) (Habermas.J) 「ヨーロッパ要塞と新しいドイツ」 Die Zeit, 28 Mai 1993
- 原尻英樹 (1992) 「在日朝鮮人研究における〈実践倫理〉の要請」 中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』 世界思想社
- 原田純孝 (1992) 「高齢化社会と家族」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6』 東京大学出版会
- 日名子暁 (1990) 「帰ってきた南米移民」『日本が多民族国家になる日』 別冊宝島 106 JICC 出版局
- 平石直昭 (1991) 「近世日本の〈職業〉観」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 4』 東京大学出版会
- 広渡清吾 (1992-a) 「外国人と外国人政策の論理」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6』 東京大学出版会
- 広渡清吾 (1992-b) 「いま、何が問題か」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6』 東京大学出版会
- フェラロッチィ (1972) (Ferrarotti.F) 『オルターナティブ社会学』 合同出版 1985 年
- 藤井史朗 (1992) 「日本の『企業社会』と労働・労働者」『変動期の社会学』 中央法規出版
- 藤岡 淳 (1987) 「民族の自立と連帯」 基礎経済科学研究所編『人間発達の民主主義』 青木書店
- 布施晶子 (1993) 『結婚と家族』 岩波書店
- 前山 隆 (1990) 「日系外国人労働者のその後」『国際人流』 1990 年 7 月
- 宮島 喬 (1992) 「定住マイノリティーのアイデンティティと権利」 中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』 世界思想社
- 元島邦男 (1991) 『『企業社会』と『生活価値』』 日本労働社会学会編『日本の労働者像』 時潮社
- 森 廣正 (1986) 『現代資本主義と外国人労働者』 大月書店

守屋典郎 (1974) 『日本資本主義小史 上』新日本出版社

柳田国男 (1967) 『明治大正史世相篇』平凡社東洋文庫

山口正行 (1986) 「現代日本社会の国際化過程と展望」山口正行・菊井禮司『現代日本社会の構造変化と国際化』有斐閣

山中速人 (1992) 「近代日本のエスニシティ観」中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学』世界思想社

林 誠宏 (1986) 「在日朝鮮人にとっての戦後」西山長夫・中原章雄編『戦後価値の再検討』有斐閣

渡辺 治 (1991) 「現代日本国家の特殊な構造」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1』東京大学出版会

和田春樹 (1992) 「歴史の反省と経済の論理」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 7』東京大学出版会